

乳がん触診モデル運用細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、乳がん触診モデル運用規程（以下「規程」という。）に基づき、一般社団法人長野県診療放射線技師会（以下「本会」という。）の所有する乳がん触診モデルおよびその付属品（以下「本器具」という。）の運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 管理

(申込)

第2条 本器具の利用を希望するものは、規程第4条の規定により、本会ホームページ「乳がん触診モデルレンタル予約」より利用の申込みを行うものとする。

2 申し込みを受ける期間は利用希望日の1年前から2週間前までとする。

(利用の決定)

第3条 規程第2条の規定による管理者（以下「管理者」という。）は前条の申込みのあった日から利用希望日の2ヶ月前までに本器具の利用を決定し、通知しなければならない。

2 本器具の利用日が重複する場合は、下記の順で優先する。

- (1) 本会が主催する事業
- (2) 本会の各支部が主催する事業
- (3) 本会が協賛する事業
- (4) 本会の各支部が協賛する事業
- (5) 本会会員より申し込みがある事業
- (6) 本会の非会員より申し込みがある事業

3 本器具の利用希望日の前2ヶ月より、前項の規定に関わらず申込み順位の早いものの利用を決定する。

(輸送)

第4条 本器置の輸送は、本会が指定した方法により行うものとする。

2 本器具の輸送は、管理者と規程第5条第2項の規定による利用者（以下「利用者」という。）との区間で行う。ただし、利用日の日程によっては管理者の指示に従い、利用者間で行う場合がある。

(点検・整備)

第5条 利用者は、本器具の使用前後に著しい変形、損傷、腐食等がないか点検作業を行う。常に、清潔に利用できるように整備する。

(実施報告)

第6条 利用者は、本器具使用の実施報告をする。

第3章 雑則

(細則の改廃)

第7条 本細則の改廃は管理者と事務局の協議により決定し、理事会に報告するものとする。

(委任)

第8条 この細則の定めるほか必要な事項は理事会に諮りこれを定める。

附則

この細則は平成30年9月1日から施行する。